

【接続ます設置の業務フロー】

- 1 接続ます設置申請書を下水道課へ提出。
- 2 接続ます設置工事承認書を下水道課から受領し、申請者へ渡す。

※横型 90° 三方向合流または横型マルチタイプを標準とする。

※詳細は標準図参照

- 3 完了届出書、下記添付書類、寄附申込書を下水道課へ提出。

※工事完了日から 1 か月以内に提出すること。

【添付書類】

・ 管網図 必要事項を朱書きしてください（記入例参照）

・ 工事写真 ① 着工前

 ② 取付管工・接続ます設置

※取付管の接続状況（污水管、接続ますとの接合部及び取付管）
が確認できるよう撮影すること。

 ③ 砂巻工（取付管及び接続ます）

 ④ 埋戻し工（取付管及び接続ます）

 ⑤ 舗装工

 ⑥ 完了

- 4 寄附承諾書を下水道課から受領し、申請者へ渡す。

※申請時、施工業者が焼津市に土木工事登録していなければ施工できない。

登録がない場合は 2 級土木施工管理技士以上の資格があれば施工できる。（合格証明書㊟添付）

※指示どおりの施工でない場合や施工が確認できない場合はやり直しをお願いするほか、

寄附を受け付けないことがあります。

※申請時、道路占用許可証の写しを添付すること。

※完了時、道路占用工事の完了届の写しを添付すること。

※道路占用許可証及び完了届の添付は道路工事を伴う場合のみとなります。

※寄附申込書内の寄付物件見積価格については、工事費、材料費の合計金額を記載してください。

また、積算根拠書類があれば添付してください。